

## 派遣法第 23 条第 5 項に基づく労働者派遣事業の状況に関する情報

(2024 年 09 月 30 日時点 ※当社決算期末)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）第 23 条第 5 項の定めにより、派遣事業を行う事業所ごとの情報提供が義務付けられました。下記の通り当社の派遣事業運営情報を公開いたします。

■事業所の名称 株式会社アイティコムネット

■事業所の所在地 〒170-0014 東京都豊島区池袋一丁目 8 番 7 号 サン池袋 I 5 0 2 号室

■許可番号 派 13-310172

|                              |          |
|------------------------------|----------|
| ① 派遣労働者数（2024 年 09 月 30 日付）  | 3 名      |
| ② 派遣先事業所数（2024 年 09 月 30 日付） | 3 事業所    |
| ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額          | 31,085 円 |
| ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額             | 20,719 円 |
| ⑤ マージン率平均                    | 33.3%    |

$$\text{(注) 計算式} \quad \frac{\text{③} - \text{④}}{\text{③}} \times 100 \quad (\text{小数点第一位未満四捨五入})$$

マージン率とは

派遣先から当社に支払われる派遣料金から、派遣社員に支払う賃金を差し引いた残額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

派遣社員の雇用主として負担する社会保険料が含まれるほか、健康診断などの福利厚生費、教育研修費用、採用に関する費用や営業費用などの諸経費が含まれています。

### ⑥ 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か：締結有

当該協定の対象となる派遣労働者の範囲：当社従業員のうち派遣労働者として業務に従事する者

当該協定の有効期間の終期：令和 8 年 3 月 31 日